

事 務 連 絡

2026年3月19日

(公社) 福島県栄養士会会員 各位

(公社) 福島県栄養士会
会長 大塚綾子
(公印省略)

「特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引き（第4.3版）」の公表について

公益社団法人日本栄養士会より別紙写しのとおり「特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引き（第4.3版）」の公表について周知依頼がありました。

どうぞよろしくお願いたします。

(公社) 福島県栄養士会 事務局

電話 024-939-1195 / FAX 024-939-1222

E-mail food-a@fukushima-eiyoushikai.or.jp

写

事 務 連 絡

2026年 3月 18日

各都道府県栄養士会会長 様

公益社団法人 日本栄養士会
常務理事兼事務局長 阿部 絹子

「特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引き（第 4.3 版）」の
公表について（周知依頼）

標記につきまして、厚生労働省保険局医療介護連携政策課医療費適正化対策推進室より、
別添（写）のとおり周知依頼がありました。つきましては、貴会関係者へご周知くださいま
すようお願いいたします。

なお、日本栄養士会ホームページ（<https://www.dietitian.or.jp/trends/2025/483.html>）へ
情報を掲載しておりますこと申し添えます。

（問合せ先）
公益社団法人日本栄養士会
担当：嶋田
TEL 03-5425-6555
E-mail soumu-ka@dietitian.or.jp



事務連絡
令和8年3月6日

別記 関係団体 御中

厚生労働省保険局医療介護連携政策課
医療費適正化対策推進室

「特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引き（第4.3版）」
の公表について

特定健康診査及び特定保健指導の推進につきましては、平素から格段の御配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和7年12月2日に、全ての保険者において発行済みの健康保険証の有効期限が到来し、マイナ保険証（健康保険証の利用登録がなされたマイナンバーカードをいう。）を基本とする仕組みへと移行したことに伴い、「特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引き（第4.2版）」に掲載している「健康保険証」の表記を削除する等の修正を行いました。

つきましては、「特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引き（第4.3版）」を令和8年3月9日に厚生労働省ホームページに公表いたしますので、貴管下関係団体又は市町村への周知をお願いします。

(※) 厚生労働省ホームページ

「特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引き（第4.3版）」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/handbook_31132.html

【担当】

厚生労働省保険局医療介護連携政策課
医療費適正化対策推進室 斎藤、倉永
TEL:03-5253-1111（内線3180）
tekiseika01@mhlw.go.jp

(別記)

団体名
保険者及びその中央団体
国民健康保険中央会
全国国民健康保険組合協会
健康保険組合連合会
全国健康保険協会
共済組合連盟
日本私立学校振興・共済事業団
地方公務員共済組合協議会
都道府県
都道府県国民健康保険主管課
健診・保健指導実施機関等
日本医師会
日本歯科医師会
全国労働衛生団体連合会
全日本病院協会
日本人間ドック・予防医療学会
予防医学事業中央会
結核予防会
日本病院会
日本総合健診医学会
日本看護協会
日本栄養士会
日本保健指導協会
その他関係団体
社会保険診療報酬支払基金
保健医療福祉情報システム工業会